

社会福祉法人の内部留保問題

明治安田生活福祉研究所 主席研究員 松原 由美

社会福祉法人の内部留保が多すぎると指摘され、それをきっかけに社会福祉法人改革論が盛んである。また特養など介護報酬引き下げの主な根拠に挙げられている。

本稿ではこの社会福祉法人の内部留保について考察したい。

内部留保について改革案として主張されているのは、社会福祉法人は内部留保を過大に貯め込みしかもそれを有効に活用していないので、積極的に社会貢献に使用すべきという過大論・活用論である。社会福祉法人が社会貢献活動を積極的に行うべきという主張に異論を唱える者はいない。そもそも社会福祉法人は社会貢献実施の専門機関である。

ただここで主張されている内部留保論にはいくつかの問題がある。

その第1は過大・活用論の観点から内部留保を論ずるのであれば、今現在実在している内部留保を対象に論ずべきと思われるが、実在してもいない貸借対照表の貸方に計上されている利益の蓄積額（利益剰余金）を以て議論していることである。実在もしていない内部留保を捉えて過大だ、活用だといっても意味がない（実在している内部留保と、貸方に計上されている内部留保との間には相当の乖離がある）。

第2は過大だと主張しているが、何を以て過大と判断しているのか、その基準が明らかにされていないことである。ただ絶対額を以て過大だ、過大だと主張している。何とも非論理的な話である。

第3は過大論からいきなり活用論に話が飛んでいることである。一步譲って仮に内部留保が過大としてもストレートに活用論に話が飛ぶのには理解に苦しむ。

言うまでもなく内部留保は利益の蓄積額で成り立っている。つまり内部留保が過大とは利益が過大ということである。そもそも利益獲得を目的としない非営利組織で、また事業費を公的資金で調達している事業において、過大な利益を挙げていることがまずもって問題視されなくてはならない。それほど過大な利益を挙げているのであれば、税金投入額の削減、介護報酬等公定価格や社会保険料の引き下げを検討するのが順序であろう。財務省からも引き下げ要請が出ようし（現に出ている）、税や保険料を負担している企業や一般国民への説明責任も生じよう。

これに関連して付け加えれば、社会貢献に使用するのだから内部留保は多ければ多いほど良いという主張である。これも利益は多ければ多いほど良いという理屈になる。制度として利益が多ければ多いほど良いということは、税投入や社会保険料はいくら高くても良いということになりかねず、社会的に容認されない。

さらに社会福祉法人がお金をため込んでいるのは問題である、金庫にお金を眠らせているのはムダであるという主張である。いまどきお金を法人内に留保している法人など皆無と言って過言でない。いずれも金融機関への預金か債券（国債、社債）や株式あるいは貸付金等のいわゆる金融資産に形を変えて保持している。ということは、これらは金融機関や証券市場を通じて産業資金や財政資金として立派に社会で活用されているはずである。つまり社会福祉法人の内部留保は一国の資金循環の輪に適切に供給され、法人内に眠ってなどいない。

ただ現状の日本経済は成熟期を迎え、投資機会が減少し経済全体の資金循環がうまく作用せず、せっかく金融

機関等に資金を供給してもそこから先に流れにくくなっているのは事実である。しかしこれを以て社会福祉法人が無駄なことを行っていると言われても、それはお門違いといえよう。

ここでそもそも内部留保とは事業体にとって何なのか、事業体における内部留保の意義、つまり内部留保の保有目的、必要性、機能役割について整理してみよう。

内部留保についての先行研究によれば、どの論者も「企業の維持発展のためには一定の内部留保は必要である」としている。ということは一言で言えば、内部留保の意義は将来に備えた準備資産を保有するということである。準備資産ということは事業体が保有する各種資産の中で、まだ事業に使用されていない資産、つまり未使用の状態にある資産を指している。その具体的資産形態は現金ということになるが、現実には資産の有効活用を図るため、各種の金融資産（現金、預金、貸付金、有価証券〈株式・債券〉）に形を変えて保有されている。したがって、過大論・活用論で内部留保を論ずるならば、上記のとおり内部留保は資産ということから、バランスシートの借方に記載された金融資産で把握されるべきということになる。

ただここで問題となるのは、こうした金融資産の中にはただ漠然と無目的に蓄えていると思われる部分と、将来に必要な事業費への備えとして必ず保有し続けなければならない部分が混在していることである。

内部留保を巡る議論で、今問われているのは、この無

目的に漫然と保有していると思われる部分の内部留保と理解される。内部留保問題議論が噛み合わないのは、この無目的と有目的の部分を峻別することなく議論することや、一部にみられる経営の私物化等の不心得な経営事例を取り上げ、これと関連付けて内部留保問題を煽り立てているところにある。

内部留保の過大・活用論の正しい捉え方は、内部留保のうち将来に備えて必ず留保しておかなければならない部分を除外して議論することである。

内部留保のうち必ず留保しておかなければならない金額を算定するには、その元である必要利益の概念の導入が欠かせない。社会福祉法人の必要利益に何を含めるかは議論の余地のあるところだが、施設の建替え、つまり再生産コストを賄う利益はひとつの有力な捉え方であろう。

表紙写真について ステンドグラスが華やかな重文建築 (4)

『旧 渋沢栄一邸・青淵文庫』 井出昭一

青淵文庫は渋沢栄一の傘寿と男爵から子爵に昇格したお祝いを兼ねて竜門社（現：渋沢栄一記念財団）が贈った建物で、飛鳥山の渋沢邸内に1925年（大正14年）建てられました。設計したのは大正期を代表する建築家の田辺淳吉です。

青淵文庫には、渋沢家の家紋の柏の葉とどんぐりの実をあしらった装飾タイル、蒸発皿を備えて湿度まで配慮した電気ストーブ、優雅な曲線の手摺りの階段室など見所は数多くありますが、最も目を引くのは南側の窓の上部にあしらわれたステンドグラスです。

4面のうち中の2面は装飾タイルと同じく渋沢家の家紋の柏の葉と「壽」の飾り文字を中央に配し、両脇には昇り竜と降り竜がカーテンの奥に潜んでいます。およそ1000以上の色ガラスを使った精緻なステングラスはこだわりの極致ともいえます。

昭和20年の戦災で本邸は惜しくも焼失しましたが、青淵文庫と渋沢栄一の喜寿を祝って清水組（現：清水建設株式会社）から贈られた木造平屋の洋風茶室の晩香廬（ばんこうろ）は幸いにも戦火を免れ、ともに国の重要文化財に指定されています。